

# 業務委託の低入札価格調査制度の改正と 最低制限価格制度の導入について（お知らせ）

令和6年7月  
山口県土木建築部

「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」を改正し、低入札価格調査制度の対象を予定価格が300万円以上の業務に拡大するとともに、今回新たに「山口県調査・設計等業務委託に係る最低制限価格制度実施要領」を制定し、300万円未満の業務には、最低制限価格制度を導入することとしましたので、お知らせします。

## ○改正内容

- 1 低入札価格調査制度の対象の拡大  
(現行) 予定価格が700万円以上の業務  
(改正) 予定価格が300万円以上の業務
- 2 最低制限価格制度の導入  
(現行) 制度なし  
(新規) 予定価格が300万円未満の業務

※最低制限価格の算定式等は、調査基準価格の算定式等（令和6年8月1日以降適用）と同様です。

### 低入札対策制度の適用区分

予定価格		300万円	700万円
低入札対策	現行	制度なし	低入札価格調査制度
	改正	最低制限価格制度	低入札価格調査制度

## ○適用年月日

令和6年10月1日以降入札公告又は指名通知する案件から適用

※各要領は、山口県技術管理課のホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>)